

< 別表 >

各種料金及び施設利用時間の一覧表

各種料金	入院中の食事代	<p>(1) 食事は症状に応じて献立調理されたものをご用意いたします。</p> <p>(2) 食事の費用負担（標準負担額）として、1食あたり460円をいただきます（1日につき3食・1,380円が限度となります）。</p> <p>また、ミルク（人工乳を使用した場合）、流動食（薬品以外のもの）及び間食についても、食事としてご負担いただきます。</p> <p>(3) 市町村民税非課税世帯の方は次のとおり標準負担額が軽減されますので、「標準負担額減額認定証」を受付窓口へ提出してください。</p> <p>なお、この減額認定証は、健康保険被保険者証に「市町村民税課税証明書」を添えて申請（国民健康保険は市区町村窓口、社会保険等は全国健康保険協会）を行えば交付を受けられます。</p> <p>※ 減額認定証を提出した場合の標準負担額申請月の初日から1食あたり210円となり、過去1年間の入院が90日を超える場合は、1食あたり160円となります。</p>
	入院費用	<p>(1) 衣類等（肌着・パジャマ・バスタオル等タオル類・おむつ）については、当センターで用意したものを使用していただきますが、保険適用外ですので、「おむつ肌着等貸付料」として1日当たり690円（新生児以外は760円）を請求させていただきます。</p> <p>※ なお、タオル類は基本的に一日一枚とさせていただきますが、汚染時には随時交換いたしますのでお知らせ願います。</p> <p>(2) ご希望の方には、保険適用外で特別病室を用意しております。</p> <p>料金は1日につき5,500円です。</p> <p>なお、部屋数に限りがありますので、ご希望に添えないことがあります。</p> <p>また、救急患者や感染管理が必要な患者さんが発生した場合、2床室又は4床室へ移動していただく場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>(3) 医療費については、各種医療給付制度の対象外の方で「限度額適用認定証」の交付を受けている方は医療費が軽減されますので受付窓口へ提出してください。</p> <p>なお、この限度額適用認定証は、健康保険被保険者証に「市町村民税課税証明書」を添えて申請（国民健康保険は市区町村窓口、社会保険等は全国健康保険協会）を行えば交付を受けられます。</p>

施設利用時間	食堂	営業日：月曜～金曜	利用時間：11:30～14:30
	売店	営業日：月曜～金曜	利用時間：10:00～15:00
	理容	営業日：月曜～金曜	利用時間：9:00～15:00
		第1火曜 第4土曜（予約制）	利用時間：9:00～12:00 利用時間：9:00～12:00
(いずれの施設も「祝日」はお休みです。)			

[令和5年4月作成]